

令和5年12月25日

## 令和5年12月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月25日（月）午後1時30分から午後2時45分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	10番	桑内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第70号 農地法第4条の規定による許可の取消願について
- 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第72号 非農地証明願について
- 議案第73号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 報告第74号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第75号 農地使用貸借の解約通知について

局長 ただいまより令和5年12月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 出席委員は、14名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は12番上田武志委員、13番近久委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請等について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号221から224については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号221及び222については、同一の譲受人かつ同一地域の申請であります。高原字西高原の担当であります8番藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をあわせて説明願います。

8番 議案第69号、受付番号221と222については、譲受人が同一で隣接地の案件でありますので、一括して説明いたします。

12月12日に上田敏雄委員、山口委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第

3条所有権移転の件で譲受人に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

受付番号221の申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇で、現況、登記ともに畑、797㎡です。

受付番号222の申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇で、現況、登記ともに畑、212㎡です。

譲受人は、2件の申請地の隣接地を耕作している〇〇氏です。

また、申請地の隣接地に国有農地がありますが、現在、譲受人に払い下げの手続き中とのことです。

譲受人は、野菜栽培に従事しており、農業に必要な農機具はそろっています。

耕作地は、所有農地と申請地をあわせると〇〇〇〇㎡となります。

農業には年間200日従事しております。

申請地は、低地であるため、許可後は周囲の農地とともに造成し、農地改良を行うとのことです。

農地改良後は、ミカンとネギを栽培します。

本申請については、許可相当と考えますが、隣接する国有農地について、現地調査後に動きがあったと農業委員会事務局から報告を受けましたので、補足説明をお願いします。

事務局        それでは、説明いたします。

申請地に隣接する高原字西高原〇〇〇番〇、畑、632㎡と〇〇〇番〇、畑、204㎡は、国有農地でありましたが、12月11日付で徳島地方法務局に譲受人への所有権移転登記が受け付けされ、12月15日付で登記が完了した旨の通知がありました。

藤井会長職務代理が先ほど説明されましたとおり、申請地付近は低地であるため、農地改良が必要です。事務局が12月18日に現地を確認したところ、下部の造成に使う山土と耕作用の土が盛られていました。

事務局からは、譲受人に対して、早急に農地改良を完了させ耕作にとりかかるよう指導しております。

議 長        ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長        ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議 長        それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号221及び222について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号受付番号221及び222は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号223については、高原字桑島の担当であります7番上田敏雄委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7 番 議案第69号、受付番号223について、説明いたします。

12月12日に、藤井会長職務代理と山口委員と私の3名で農地法第3条所有権移転の件で譲受人に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は高原字桑島〇〇〇番〇で、登記が田、現況が田、面積は1,251㎡で、譲受人の自宅に隣接しております。

譲受人は、現在、農地は所有しておりませんが、下限面積要件が廃止されたことや、譲渡人が高齢で耕作が困難なことから、本申請にいたったそうです。

譲受人は借地で10年ほど自家消費野菜を栽培した経験があるとのこと。

農作業に年間300日従事するほか、収穫時には臨時作業員2名を雇用するとのこと。

農機具は、耕耘機〇台、小型管理機〇台を所有しています。トラクターは所有しておりませんが、作付け前に近隣の農家に依頼して耕耘するとのこと。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号223について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号223は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号224について、藍畑字高畑東の担当であります10番桑内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第69号、受付番号224について説明いたします。  
12月21日に綱木委員、廣瀬委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条  
所有権移転の件で譲受人に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。  
申請地は藍畑字高畑〇〇〇番〇、登記地目、現況地目ともに畑、229㎡です。  
申請地は、譲受人が暮らす住宅に隣接しており、自家消費野菜を栽培するとのこ  
とです。  
作付け前には、耕耘機をリースして耕します、譲受人の母が耕作を手伝うことも  
あるとのことです。  
よって、許可相当と考えるので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号224について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い  
いたします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号224は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第70号、農地法第4条の規定による許可の取消願について、事務局に  
説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可の取消願については1件  
申請がありました。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号225については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、受付番号225について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員  
に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

5番 議案第70号、農地法第4条の規定による取消願、受付番号225について、説  
明いたします。  
12月14日に岩本委員と私の2名で申請人に会い、現地確認と聞き取り調査を行

いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記、現況ともに田です。

申請人は、農家住宅を建設する予定でしたが、やむを得ない家庭の事情により着工できず、転用計画を廃止せざるを得なくなったとのことでした。

申請地は、現在野菜が栽培されており、今後も農地として管理していくとのことでした。

よって、本取消願は妥当であると思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようございませますので採決をいたします。  
受付番号225について、取り消すことが妥当であるという意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございませますので、受付番号225は取り消すことが妥当であるという意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第71号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については4件申請がありました。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号226から229については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、受付番号226について、石井西の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

2 番 議案第71号、農地法第5条許可申請、受付番号226について、説明いたします。

12月18日に田幡会長、藤井会長職務代理、太田事務局長、片岡主幹、私の5名で受任者に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、石井字城ノ内〇〇〇番〇、3、372㎡、登記は田で現況は休耕地で、除草管理されております。

南側から東側にかけては、一部水路があるが町道に接しており、西側の一部に〇〇と接するほかは、田と接しております。

譲受人が高齢で耕作が困難となっていたところ、太陽光発電設備設置の設置規模の条件に見合った地積であることから譲受人との売買にいたったとのこと。

事業計画は、整地後にフェンスを設置しますが、隣接地の農作業に支障が無いよう、境界から50cm控えて施工します。

太陽光発電設備の設置においては、隣接者及び近隣の方から了承されているとのこと。

雨水は地下浸透になります。

除草については、防草シートを設置しないことから年3回程度行うとのこと。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

本申請は、許可相当と判断いたしますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号226の申請地は、令和5年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人が農地として管理難であり、太陽光発電設備設置において適切な規模の面積を確保できることから、農地を転用するものであります。

パネル180枚とパワコン10台を4区画で設置します。合計はパネル720枚とパワコン40台で発電出力は198kwとなります。

申請地は田を整地後に太陽光発電設備を設置するため、土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。雨水は地下浸透です。

盛土や切り土はありませんが、パネル設置のため地下2.3mまで架台の足を打ち込みます。このことが、3,000㎡以上の土地の形質の変更と見なされることから、徳島県知事に提出した、土壤汚染対策法第4条第1項の規定による届出の写しが添付されております。

周囲は、東側と南側が町道、西側は田、宅地で北側は田であります。

整地後の申請地と町道とは高低差が生じますが、発電施設に侵入できないようにフェンスの高さを確保します。

除草は、年3回ほど適宜行うとのことです。

隣接地の農作業及び雑草の除草等に支障が無いよう、隣接地の境界から50cmほど距離をとってフェンスを設置します。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのことです。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、〇〇〇株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇〇株式会社は、経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されています。

四国電力送配電株式会社との系統連絡に係る契約の案内の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、特に問題はないと考えております。

以上でございます。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(4番阿部委員挙手)

4番 太陽光発電設備の設置にかかる転用申請に、同意書の添付は必要ないのですか。

事務局 農地転用許可申請においては、隣接地を所有、耕作する方の同意は求められておりませんが、農用地からの除外申請時に周囲から同意を得た文書が添付されます。また、太陽光発電設備の施工前に周囲の地権者に説明がなされます。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見なし)

議長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。  
受付番号226について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号226は許可相当という意見を県知事にいたします。

議長 続きまして、受付番号227及び228については、高原字関および平島における、同一の譲受人による太陽光発電設備設置にかかる農地転用でありますので、地区担当の6番山口委員に、あわせて現地調査の結果並びに説明をお願いします。

6番 議案第71号、農地法第5条許可申請、受付番号227及び228は、譲受人と転用目的が太陽光発電設備設置の一連の案件でありますので、あわせて説明いたします。

両申請は、1,000㎡を超える転用であるため、12月18日に田幡会長、藤井会長職務代理、上田敏雄委員、太田事務局長、片岡主幹と私の6名で申請地に出向き、受任者に内容の聞き取りと現地調査を行いました。

受付番号227の申請地は、高原字関〇〇〇番〇、登記が田、現況は休耕地で1,591㎡です。

受付番号228の申請地は、高原字平島〇〇〇番〇及び〇〇〇番〇で、登記が田、現況は休耕地で、合計2,021㎡です。

両申請地の譲渡人とも農地の管理が困難であるため、太陽光発電設備設置の適地として譲渡することになり、今回の申請にいたったとのことでした。

2件とも申請地を整地し、太陽光発電設備を設置し、周囲をフェンスで囲います。

雨水は地下浸透です。

転用後の管理においては、防草シートを設置しないため、年数回除草を行うとのことでした。

境界の確定、麻名用水土地改良区との協議も完了しております。

以上のことから、許可相当と考えますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号227及び228の申請地は、令和5年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は、ともに太陽光発電設備の設置で、譲渡人が農地として管理難であり、太陽光発電設備設置において適切な規模の面積を確保できることから、農地を転用するものであります。

申請地はともに田で、整地後に太陽光発電設備を設置するため、土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。雨水は地下浸透です。

受付番号227、関〇〇〇番〇の周囲は、北側と東側が町道、南側が町道及び田、西側は田であります。

パネル164枚とパワコン10台を2区画で設置します。合計はパネル328

枚とパワコン20台で発電出力は99kwとなります。

受付番号228について、町道からの進入路となる平島〇〇〇番〇の東西はブロック塀で区切られます。太陽光パネル等を設置する平島〇〇〇番〇は、東側が田、南側は田及び用水路、西側が宅地、北側は田で進入路と接しております。

パネル192枚とパワコン10台を2区画で設置します。合計はパネル384枚とパワコン20台で発電出力は99kwとなります。

除草は、年3回ほど適宜行うとのことです。

隣接地の農作業及び雑草の除草等に支障が無いよう、隣接地の境界から50cmほど距離をとってフェンスを設置します。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのことです。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水利地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、〇〇〇株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇〇株式会社は、経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されています。

四国電力送配電株式会社との系統連絡に係る契約の案内の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、特に問題はないと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見なし)

議長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。  
受付番号227及び228について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号227及び228は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きますして、受付番号229について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

5 番 議案第71号、農地法第5条許可申請、受付番号229について、説明いたします。

12月18日に田幡会長、藤井会長職務代理、太田事務局長、片岡主幹、私の5名で受任者に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇及び〇〇〇番〇、登記は田で現況は休耕地、合計1,578㎡です。

譲渡人は農地の管理が困難となっていたため、太陽光発電設備設置の適地を探していた譲受人と売買することになったとのことです。

事業計画では、造成はせず整地のみとし、太陽光発電設備を設置し、フェンスで囲います。

除草については、年数回行うとのことです。

周囲は、南側は国道、北側と東側が主に町道と接し、西側はコンクリート擁壁で囲われております。

取水と排水はなく、雨水は地下浸透で隣接地に流れることは無いとのことです。

周辺に影響が出た場合は、譲受人が責任もって対応するとのことです。

施工時は、申請地内に駐車して交通に支障がないようにするとのことです。

本申請は、問題が無いと思われますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号229の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人が農地として管理難であり、太陽光発電設備設置において適切な規模の面積を確保できることから、農地を転用するものであります。

申請地は田を整地後に太陽光発電設備を設置するため、土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。雨水は地下浸透です。

パネル198枚とパワコン10台を設置します。発電出力は49.5kwです。

除草は、年3回ほど適宜行うとのことです。

隣接地の農作業及び雑草の除草等に支障が無いよう、隣接地の境界から50cmほど距離をとってフェンスを設置します。

整地後の申請地と町道とは高低差が生じますが、発電施設に侵入できないよう

にフェンスの高さを確保します。

周囲は、東側が町道、北側が町道及び宅地、西側は田及び宅地で、南側は国道であります。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのことです。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、〇〇〇株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇〇株式会社は、経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されています。

四国電力送配電株式会社との系統連絡に係る契約の案内の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、特に問題はないと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号229について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号229は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第72号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号230については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号230について、浦庄字下浦の担当であります吉浦委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第72号、非農地証明願、受付番号230について、説明いたします。

12月14日に岩本委員と私の2名で受任者に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記は田で現況は宅地、183㎡です。

現況は、倉庫の敷地及び庭園です。

平成8年に撮影された空中写真から引き続いて現在の状態で使用されていることから20年以上非農地状態であったと思われます。

農地への復元は著しく困難であることから、非農地証明の交付は妥当と考えられますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号230の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

申請地は、平成8年以前から住宅の敷地として利用されており、平成8年4月23日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

申請地は、現在も倉庫の敷地及び庭園となっております。

庭園部分には庭木が植えられており、空中写真の樹影の位置と一致します。

農地への復元は著しく困難です。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明の交付に問題はないと考えられます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号230について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号230は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に議案第73号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願については1件です。

なお、受付番号231については、報告第75号農地使用貸借の解約通知について、受付番号218から続く一連の案件でありますので、補足説明をさせていただきます。

受付番号218及び231は、高川原字高川原〇〇〇番〇、地目が田、1,947㎡で、亡〇〇氏の所有でした。

しかし、相続人は令和6年11月の相続登記の完了をもって農地の所有者となることが確定したため、貸人として借人と使用貸借契約を解約し、適格者証明を申請することとなりました。

なお、申請者と使用貸借契約の借人がともに亡〇〇氏の相続権者であり、申請者により申請地が耕作されているという特殊な事情であることから、本申請が適切か、徳島税務署に事前協議を行ったところ、問題はないと回答を得ております。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号231について、高川原字高川原の担当であります13番近久委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第73号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願、受付番号231について説明いたします。

申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、1,947㎡の1筆です。

特殊な案件ということで、事務局の説明があつたとおりです。

相続人は、被相続人の死亡後に農業経営を開始しており、今後も耕作を続けるとのことであることから適格者証明の交付に問題はないと思われれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
ただいまの担当地区委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(2番久米委員挙手)

2 番 相続人が複数存在し、農地も何筆かあると思われませんが、納税猶予を受けるのは、申請者のこの1筆だけなのですか。  
ほかに案件はないのでしょうか。

事務局 ほかに相続人が存在し、数筆の農地が相続されております。  
しかし、相続税を計算したところ、申請地のみ納税猶予を受ければ、非課税の金額に収まることと、申請地は耕作を続けることが可能であることから、この1筆のみを申請したとのことです。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。  
受付番号231について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号231は、相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。  
報告第74号 農地法第18条第6項の規定による通知については、2件受理しました。  
報告第75号 農地使用貸借の解約通知については1件で、先ほど説明したとおりです。  
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わ

ります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。  
それでは只今をもちまして、令和5年12月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。